

平成24年度
村上地域まちづくり協議会設立総会

議 案 書

日時 平成24年3月18日(日)
午後1時30分～午後3時

場所 村上市教育情報センター



市民協働のまちづくり(パートナー)のロゴマーク

村上地域まちづくり協議会

村上地域まちづくり協議会 設立総会
総会次第

1. 開会
2. 設立準備会会長あいさつ
3. 来賓紹介
4. 資格審査報告
5. 議長及び議事録署名人の選出
6. 経過報告
7. 議事
 - (1) 第1号議案 村上地域まちづくり協議会規約の制定について
 - (2) 第2号議案 村上地域まちづくり協議会役員の選出について
 - (3) 第3号議案 村上地域まちづくり計画の制定について
 - (4) 第4号議案 平成24年度事業計画及び収支予算(案)について
8. 議長退任
9. 来賓祝辞
村上市長 大滝 平正 様
10. 閉会

第1号議案

村上地域まちづくり協議会規約の制定について

村上地域まちづくり協議会規約について、別紙のとおり制定したいので承認を求めます。

平成24年3月18日提出

村上地域まちづくり協議会設立準備会

会長 山口治雄

平成24年 月 日議決

村上地域まちづくり協議会

設立総会議長

村上地域まちづくり協議会規約（案）

平成24年3月18日制定

（目的）

第1条 本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、村上地域まちづくり協議会と称する。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、村上市役所自治振興課内（村上市三之町1番1号）に置く。

（事業）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

（構成）

第5条 本会は、村上地域に居住する人及び村上地域で事業を実施する個人若しくは法人又は村上地域で活動する各種団体をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 専門部会長 4名
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 幹事は、村上地区区長会が推薦する区長をもって充てる。

4 専門部会長は、専門部会員の互選により選出し、会長が選任する。

（役員の職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 幹事は、協議会の運営を補佐する。

4 専門部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。

5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員等の任期)

第8条 役員及び専門部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員及び専門部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の報償金)

第9条 役員及び専門部会員に対して、報償金を支払うものとする。

2 報償金の額は、別に定める。

(代議員)

第10条 代議員は、本会を構成する各区から選出された住民とし、各区の選出代議員数は、各区の人口に応じて別表の基準によるものとする。

2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

3 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により各区から選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、代議員になることができない。

(顧問)

第11条 本会は、顧問を必要に応じて置くことができる。

2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。

(2) 規約の制定及び改正に関すること。

(3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。

(4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数(表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

2 役員会は、会長、副会長、幹事及び専門部会長をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(専門部会)

第16条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

(1) 環境整備部会

(2) 伝統文化部会

(3) 生活安心部会

(4) 地域活性部会

2 専門部会は、本会の構成員をもって構成する。

3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第17条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置き自治振興課担当職員を充てる。

3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第18条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 本会が各種取組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月18日から施行する。

別表(第10条関係)

各区の人口数(12月末現在)	選出代議員数
300人以下	1名
301人以上、600人以下	2名以内
601人以上	3名以内

第 2 号議案

村上地域まちづくり協議会役員の選出について

村上地域まちづくり協議会規約第 6 条第 2 項の規定により、会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名について、別紙のとおり承認を求めます。

平成 2 4 年 3 月 1 8 日提出

村上地域まちづくり協議会設立準備会
会長 山口 治雄

平成 2 4 年 月 日議決

村上地域まちづくり協議会
設立総会議長

村上地域まちづくり協議会 役員（案）

（敬称略）

役 職	氏 名	町 名
会 長	やまぐち はるお 山口 治雄	新 町
副会長	いたがき ふじお 板垣 藤生	杉 原
副会長	とがし みつお 富樫 三男	大 欠
監 事	いけだ あやこ 池田 章子	堀 片
監 事	さとう けんじ 佐藤 健二	鍛冶町

任期は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。

第3号議案

村上地域まちづくり計画の策定について

村上地域まちづくり計画を策定したいので、別紙のとおり承認を求めます。

平成24年3月18日提出

村上地域まちづくり協議会設立準備会

会長 山口治雄

平成24年 月 日議決

村上地域まちづくり協議会

設立総会議長

第4号議案

平成24年度事業計画及び収支予算(案)について

平成24年度事業計画及び収支予算について、別紙のとおり承認を求めます。

平成24年3月18日提出
村上地域まちづくり協議会設立準備会
会長 山口治雄
平成24年 月 日議決
村上地域まちづくり協議会
設立総会議長

平成24年度 村上地域まちづくり協議会 事業計画書

基本方針	取組項目	事業名	想定している事業内容	事業評価の視点
1 美しい町並み景観と豊かな自然環境を守る取り組みを進めます。	環境整備分野（環境整備部会）			
	緑と花のある活動の推進	地域の花ロードの検討・整備	<ul style="list-style-type: none"> 駅や地域のメインストリートへの花等の設置 町屋の人形さま巡りなど地域イベント開催事に花等の設置や展示会の開催(観光地村上のイメージアップにも反映) 花の整備に対する研修会の開催など 	緑と花の整備状況
	市民主体のエコプロジェクトの推進	環境に意識した市民プロジェクトの展開	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ生活を体感する日の設定(地藏様や竹灯籠イベントと同時に行燈で過ごす夜イベント開催など) 街路樹枯葉のたい肥化などの有効活用 地域の動植物を知り、守る活動の実施 環境保全につながる活動の実践など 	地域環境を守る活動の実施状況
2 城下町村上の伝統文化を継承する取り組みを進めます。	伝統文化分野（伝統文化部会）			
	村上の伝統文化を地域内外に発信・PRするイベント開催	村上の伝統文化を発信するイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 既存の伝統行事に魅力を付加し、地域住民の参加や観光にもつながるイベントの企画開催。 歴史と伝統などに基づいた時代イベントの企画開催など。 	伝統文化を活かす活動の実施状況
	地域で村上大祭を支え、継承していく仕組みの整備	地域住民が村上大祭に参加できる仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会を組織して、方針等の協議など。(引手、維持、資金、新たな魅力の付加など) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域が一体となった祭り行事の実施状況 村上大祭に参加できる仕組み、更に魅力を高める取組み、屋台を守る仕組みの整備状況
3 地域で人を育み、日常的なコミュニティを活性化させる取り組みを進めます。	生活安心分野（生活安心部会）			
	町内同士の連携を促す場の仕組みの整備	町内活動の展示紹介	<ul style="list-style-type: none"> 町内活動の連携を推進するため、どのような町内活動が行われているのか、知ってもらい機会をつくる。併せて町内活動の活性化につなげてもらう。(小学校と文化祭と併催できれば) 	<ul style="list-style-type: none"> 町内連携の活動の実施状況 町内単位で参加できる地域行事の実施状況
	地域ぐるみで「子ども」「人」を育むための環境仕組みの整備	子ども育成団体との連携事業の検討(あいさつ、体験活動)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の活動と連携して、子どもたちと共に元気なあいさつが素直にできる環境づくり。 子どもたちの体験活動の企画実施など。(年代への配慮や世代間交流など) 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的あいさつの状況 地域で子どもを育む活動の実施状況
4 住民が主体となったまちづくりで、観光振興を推進する取り組みを進めます。	地域活性化分野（地域活性化部会）			
	新たな観光・交流プログラムの開発	地域商店街を会場にしたにぎわいイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域商店会などと連携したにぎわいある合同イベントの開催など。(歩行者天国、縁日、食のコンテスト、空き家の活用など) 	空き家や地域商店街を拠点とした、にぎわい事業の実施状況
	交流人口を増やすための積極的な情報発信	まちの情報発信・PR	まちづくり通信の発行	まちの情報を発信、PRの実施状況

平成24年度 村上地域まちづくり協議会 収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

区分	予算額	内訳
1 交付金	8,913,000	村上市
2 補助金	0	
3 助成金	0	
4 雑収入	1,000	預金利子他
5 繰越金	0	
合計	8,914,000	

支出の部

(単位:円)

区分	事業	予算額	内訳
1 組織管理費		1,049,000	
	1 報償費	620,000	会長30,000円、副会長20,000円×2人、部会長20,000円×4人、幹事10,000円×10人、専門部会員10,000円×36人、監事5,000円×2人
	2 費用弁償費	10,000	旅費
	3 事業費	0	
	4 会議費	5,000	茶葉等購入代
	5 備品購入費	80,000	カラープリンター購入50,000円、デジタルカメラ購入30,000円
	6 広報費	114,000	まちづくり通信(A4・3箱4,500円×12月=54,000円、A3・6,000枚×5円×2月=60,000円)
	7 事務費	220,000	保険料、プリンターインク、写真プリント、振込み手数料ほか
2 環境整備費 (環境整備部会)		1,000,000	
	1 地域の花ロードの検討整備	500,000	専門家への謝金ほか
	2 環境に意識した市民プロジェクトの展開	500,000	事業実施費
3 伝統文化費 (伝統文化部会)		1,000,000	
	1 村上の伝統文化を発信するイベントの開催	700,000	イベント開催費
	2 地域住民が村上大祭に参加できる仕組みの検討	300,000	お囃子体験講座や、新たな魅力アップの事業等の検討実施
4 生活安心費 (生活安心部会)		1,000,000	
	1 町内活動の展示紹介	123,000	町内謝金3,000円×41町内=123,000円
	2 子ども育成団体との連携事業	877,000	あいさつ運動、体験活動事業の検討実施
5 地域活性化費 (地域活性化部会)		1,000,000	
	1 地域商店街を会場とした賑わいイベントの開催	1,000,000	イベント開催費
6 町内活動支援事業(補助)		2,865,000	
	1 青年会組織立上げ事業	100,000	20,000円×5町内
	2 子育て支援事業	30,000	10,000円×3町内
	3 町内連携による交流事業	175,000	複数町内の交流 50,000円×3組=150,000円 伝統行事の受入れ 5,000円×5町内=25,000円
	4 美しい町並み事業	160,000	景観形成地区への支援 20,000円×4町内=80,000円 道路植栽 20,000円×4町内=80,000円
	5 地域活性化事業	1,600,000	200,000円×8町内
	6 町内課題の解決事業	800,000	100,000円×8町内
7 施設整備等事業		600,000	
	1 施設整備等事業	600,000	地域の将来像の実現のための施設整備や事業備品購入費
8 積立金		0	
	積立金	0	
9 予備費		400,000	
10 繰越金		0	交付金額の25%以内(最大2,228,250円)
合計		8,914,000	

収支差引き残高0円

会長は、予算の範囲内で区分・事業間の流用ができるものとする。